

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0631)

第5回 栃木地方最低賃金審議会

令和6年10月30日 公開

開催日時	令和6年10月30日(水)	13時30分～13時50分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の改正決定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度第5回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の黒川委員、労働者代表委員の津村委員、使用者代表委員の井上委員、時庭委員、中原委員が欠席。 委員15名中10名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされているが、傍聴申込みがなかったことを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。</p>

事務局	<p>本日の議事は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき、「公開」により行われます。</p> <p>最初に、議題（１）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」ですが、本年度の栃木県特定最低賃金の改正審議については、８月２１日に開催された第４回栃木地方最低賃金審議会において、栃木労働局長より塗料製造業など５つの産業にかかる最低賃金の改正決定について諮問を受けました。</p> <p>その後、５つの産業にかかる最低賃金について、それぞれ専門部会を設置して調査審議を付託し、各専門部会において慎重に審議が行われ、その審議経過については、栃木県特定最低賃金専門部会運営規程第９条の規定に基づき、各専門部会の部会長から審議会会長に報告されております。</p> <p>この専門部会報告について、事務局より一括して報告を行っていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、本日お配りいたしました「令和６年度第５回栃木地方最低賃金審議会資料目録」と題した資料をお手元に御用意ください。</p> <p>各業種における専門部会報告書につきましては、塗料が５ページ、はん用は１１ページ、電機１７ページ、自動車２３ページ、計量器２９ページにそれぞれ編綴しております。</p> <p>各報告書とも、それぞれ公労使委員のお名前やその業種において適用する地域、適用する使用者、労働者、１時間当たりの賃金、最低賃金を割り出す際に算入しない手当、改正発効日、最後に審議経過が記載されておりますが、１時間当たりの賃金と改正発効日、審議経過の日には以外に基本的な部分は例年同様で変更はありません。</p> <p>では、１ページの資料No.１をご覧ください。</p> <p>最下段の項目３に今年度の特定最低賃金の各専門部会の開催日や結審状況等をまとめたものが記載されております。</p> <p>御覧のとおり、各業種とも２回に渡って御審議いただき、すべての部会で「全会一致」により結審しております。</p> <p>なお、この一覧表あるいは各部会の報告書には、そこまで詳しくは記載しておりませんが、全５業種とも労使の意見が膠着したため、最終的には公益委員による見解を示し、その公益見解に対して労使双方が歩み寄った結果として全会一致が得られたという展開であったことも併せて御報告させていただきます。</p> <p>では、各業種の改正額については、３ページの資料No.２「栃木県の最低賃金の推移」を御覧ください。</p> <p>この表の一番右側が今年度の改正額となりますが、特賃については、現時点では「答申があった」というだけでまだ正式決定ではありませんので、お取り扱いには御注意ください。</p> <p>特賃の欄の一番上の塗料が４８円引き上げの１，１０９円、はん用も４８円引き上げで１，０５５円、電機も４８円引き上げで１，０５６円、自動車４８円引き上げで１，０６４円、計量器４８円引き上げ</p>
-----	---

	<p>で1,056円という改正額になっております。 以上、報告いたします。</p>
杉田会長	<p>ただ今の報告につきまして、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、5つの産業にかかる専門部会の報告について、了承されたものといたします。</p> <p>ただ今、専門部会報告を御確認いただきましたとおり、「塗料製造業」、「はん用機械器具等製造業」、「電子部品等製造業」「自動車・同附属品製造業」、「計量器等製造業」の5つの産業すべての専門部会において全会一致により結審となりましたので、それぞれの部会で最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の議決をもって当審議会の議決として、既に栃木労働局長に対して答申が行なわれていますことを併せて御報告いたします。</p> <p>本日お集まりいただきました委員の皆様の中にも専門部会の委員を務めてくださった方がおりますが、兼務された委員の皆様には、お忙しい中、御審議ありがとうございました。</p> <p>ここで、栃木労働局長より御挨拶があります。</p>
局 長	<p>最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、本日もお忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より労働行政の推進に御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>既にいただいております各産業の特定最低賃金の改正額答申につきましては、異議申出期間中の産業もあることから、まだ正式決定までには至りませんが、すべての産業において全会一致が得られ、本日、このことを本審委員の皆様にご報告できましたことを大変嬉しく思っております。</p> <p>これもひとえに、特定最低賃金専門部会の労使代表委員の双方の歩み寄りと、公益代表委員の適切かつ粘り強い進行の賜物であったと感謝する次第です。本日出席されている委員の方々の中にも、特定最低賃金専門部会委員として審議に参加し、大変御苦勞された方もいらっしゃいますので、この場をお借りし、改めて御礼申し上げます。</p> <p>まだ正式決定の段階ではありませんが、地域別最低賃金に引き続き、特定最低賃金につきましても目鼻が立ちました。最低賃金審議会における二つ目の大きな山を越えることができたと考えております。</p> <p>栃木局といたしましても、今後、12月31日発効に向けて所要の手続きを行い、その周知にも全力を尽くしてまいります。委員の皆様方にもそれぞれの立場において、引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、引き続きの御協力をお願いし、私からの挨拶とい</p>

	たします。
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題（２）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	— 意見、質問等なし —
杉田会長	<p>特にないようであれば、事務局より、今後の手続きや審議日程等について説明してください。</p>
事務局	<p>10月8日から10月22日にかけて、5つの業種の専門部会において、それぞれ全会一致をもって結審いただきましたので、先ほど会長からもありましたが、結審当日のうちに労働局長に答申がなされております。</p> <p>事務局では、答申をいただきました直後に答申要旨を公示し、その翌日から起算して15日を経過する日までの間、異議申出を受け付けているところです。</p> <p>この受付期間中に異議申出があった業種の特定最低賃金につきましては、本日、委員の皆様の机上に開催通知を置かせていただいておりますが、11月18日（月）午前10時からの第6回栃木地方最低賃金審議会におきまして、異議申出に対する諮問を行ったうえで本審における御審議をお願いし、その答申を踏まえて、栃木労働局長において決定いたします。</p> <p>また、受付期間に、異議申出が無かった業種の特定最低賃金については、先の答申内容を踏まえて、栃木労働局長において決定いたします。</p> <p>なお、10月8日に答申をいただきました「はん用」は既に異議申出期間が終了しており、異議申出はありませんでした。10月15日に答申をいただきました「電機」は、本日が期限となりますが、現時点で異議申出はございません。</p> <p>さらに、10月17日に答申いただきました「計量器」につきましては11月1日までの異議申出期限、10月21日に答申をいただいた「塗料」につきましては11月5日まで、10月22日に答申をいただいた「自動車」につきましては11月6日までの異議申出期限になります。</p> <p>これら「異議申出期限待ち」の4業種におきましても、すべて異議申出が無かった場合には、11月18日（月）の第6回栃木地方最低賃金審議会は、「中止」とさせていただきます、委員の皆様にはそれが確定次第、11月7日にはメール等にて中止あるいは予定通り開催の御連絡をさせていただきます。</p> <p>以上が、今後のスケジュールとなりますが、事務局からもう1点お知らせとお願いがございます。</p> <p>今回の特定最低賃金専門部会での審議の際、公の審議の場での御意見ではございませんでしたが、複数の委員から栃木県特定最低賃金の</p>

在り方、あるいは金額改正の必要性について疑問を呈す声があり「地域別最低賃金が年々大幅に引き上げられ、かつてとは状況が異なってきた中、特定最低賃金についても、例年の流れの中で特賃専門部会に付託するのではなく、その在り方や改正の必要性等を本審でもっとしっかりと議論すべき」という厳しい御意見もいただいております。

確かに、地域別最低賃金の大幅改正が毎年続き、栃木県においても4年連続で「過去最高」を更新しており、もちろん、次年度の地域別最低賃金審議に際してどの程度の目安が示されるかはわかりませんが、最低賃金の大幅改正の流れにつきましても、現政府の下では、さらなる加速はあるにせよ、少なくともトーンダウンするとは考え難く、栃木県においても早ければ来年度にも現在の「各種商品小売業」と同じように地賃に埋没する特賃業種が出てくるかもしれません。

いずれにせよ、特賃委員の皆様のみならず、本審委員の皆様にもそれぞれ御意見がおありかと思えますし、また、それら御意見は、公労使それぞれの立場で統一されているものでもないとも思っております。

そのように様々な御意見があると想定される中、特賃の改正の必要性云々につきましても、例年、地域別最低賃金の結審直後のバタバタの中、特賃改正の必要性を論じていただくこととなりますので、なかなかじっくりと時間をかけて審議するというのは、現実的にも難しいかと思っております。

このため、事務局といたしましては、今期特定最低賃金専門部会の委員をお務めいただいた方々や本審委員の皆様にも御協力いただき、通信調査にて特定最低賃金に関する忌憚のない御意見等を集約させていただこうと考えております。

通信調査の内容や実施時期につきましては、まだ具体的ではありませんが、いずれにせよ、来年3月に開催予定の第7回本審において、例年、特賃改正意向表明の機会がございますので、その際には、その集約結果を事務局から提出させていただきたいと思っております。

ただし、3月の第7回本審において、その資料をたたき台として必要性云々を前倒しで審議していただくとか、今後の特賃について何かしらの方向性等を決議していただくというものではございません。

おそらくは、次年度においても、各産別の労働団体から特賃改正の意向表明や申出書の提出がなされるものと予想され、特賃改正の必要性についても審議されることになると思いますが、あくまでもその際の参考資料として、特賃に対しどのような御意見があるか事前に本審委員の皆様と共有していただくためのものですので、通信調査の際には、お手数ですが、御協力くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

杉田会長

通信調査というのは郵送やメールによるものということですか。

事務局	はい。そうです。
杉田会長	<p>ただ今の事務局の説明がありました1点目ですが、第6回審議会を11月18日月曜日午前10時から、場所はこの5階大会議室において開催を予定していますが、5業種すべてにおいて異議の申出がなかった場合には、開催は中止となります。</p> <p>中止の場合は、事務局より11月7日には各委員にその旨の連絡をいただけるということではありますが、各委員の皆様も、必要に応じて事務局への確認をよろしくお願ひします。</p> <p>2点目ですが、次年度に向けた特定最低賃金に関する通信調査実施の協力依頼がありましたので、こちらについてもよろしくお願ひします。</p> <p>委員の皆様、その他何かございますか。</p>
中島委員	<p>今、事務局からありました通信調査の関係ですが、次年度以降も特賃専門部会を開くかどうか、本審の中でそういったことをもっとしっかりと審議して行こうということでは、良いことだと思います。</p> <p>全国の中でも、特賃は都道府県によって、業種の違い、あるいは数の違いがあると思いますが、他の都道府県において、このアンケートがどのように行われるのか、その結果が中賃にも反映されると思いますが、その辺の内容についてももう少し詳しく教えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>この特賃に関する調査につきましては、あくまでも当局独自に実施しようとしているものであって、全国一律にやりなさいということで中央から指示がきているものではありません。中央の姿勢はあくまでも「地方のことは地方で決めよ」というのが基本ですし、特に、特賃については目安も示されません。地賃が年々大幅引上げされる中、全国を見ても、「改正の必要性なし」ということで特賃の改正審議すら行っていない局も次々と出て来ている状況もあり、とはいえ、他局がそうだから栃木も無くしてもいいというものでもありませんし、仮に埋没してしまった場合はどうするのか、あるいは埋没しないためにはどうするのか、といったようなことを含めて、様々な御意見があると思います。</p> <p>そういったものを参考にしながらでないと、必要性審議の時に何の材料もない中で、ただ申出書が出ているからというだけで十分な議論なく例年の流れの中で進めてしまうのはいかがなものかというところがありますので、中央から何らかの指示があったわけではありませんが、栃木局としてまずは手始めに何かやってみようということで、今回のお願いに至った次第であるということをお願ひいただければと思います。</p>
中島委員	ありがとうございます。

	<p>非常にいいことだと思っています。それが審議会の中での決定事項になりますので、そこは否定するものではありません。</p> <p>一方、特定最低賃金が何のために地域別最低賃金とは別に設定されているかという、産業の優位性、地域の中におけるその産業をどうしていくのかということ育てられてきたことが、特定最低賃金の審議会だと思っています。</p> <p>埋没してしまうから、地賃がどんどん上がっているから、特賃はあまり上がっていないでいずれ呑み込まれるからもう要らないということではないと思っています。</p> <p>むしろ、その地域においては新たに復活するものがあるかもしれません。例えば、熊本県に半導体の工場が来て、周りの産業部門では人も取れない状況で、地賃もかなり上がり、特賃も呑み込まれてきている。こういうことが現実起こっているわけです。</p> <p>この栃木の審議会や専門部会においても、ぜひそういうことも含めて申し送りとしてさせていただければありがたいと思いますし、この本審の中で全体を議論しましょうと言っても、特定最低賃金というのは、特定の業種の労使が集まることによって、その中の細かい労働事情や働き方というものがきちんと見えた人たちが議論することは、非常に重要なことであると思っています。</p> <p>そういう意味からもアンケートの結果は受け止めますが、あくまでも参考にするということですので、その辺のところだけは、議事録に残る話であると思いますので、述べさせていただきました。</p> <p>私からは以上です。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他に何かありますか。よろしいですか。</p> <p>繰り返しになりますが、ただいま、中島委員から話がありましたように、皆さんも特定最低賃金については、いろいろな御意見があると思いますが、調査が行われましたら、ぜひ御協力をいただければと思いますし、それを踏まえて来年もいろいろな議論ができればいいと思っていますので、よろしくお願いします。</p> <p>では、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し公開いたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
杉田会長	<p>それでは、労働者代表鈴木徹也委員、使用者代表鈴木健治委員にお願いいたします。</p> <p>これをもって、第5回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様お疲れさまでした。</p>

	ありがとうございました。
--	--------------